

令和8年度 前橋市監査年間実施計画

前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和8年度の監査年間実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

監査基準第1条第1項の規定に基づき、監査、検査、審査等の行為は、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的に実施する。

2 計画策定の考え方

監査年間実施計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況及び監査資源等を総合的に勘案し、策定する。

3 監査等の種類・対象及び実施期間

監査等の種類は、監査基準第2条に規定する「監査等」とする。

監査等の対象及び実施時期は、別紙「令和8年度監査年間実施計画表」に定めたとおりとする。

4 リスクの識別と対応等

監査委員は、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、適切に監査等を実施する。

5 監査等の実施体制等

監査委員は、監査対象所属等の関係人の出頭及び帳簿、書類その他の記録の提出を求め、説明の聴取と現場実査等を実施する。また、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査対象所属等の関係書類及び現場管理の状況の調査や説明の聴取等を行わせるものとする。

そのほか監査等の実施に当たっては、監査基準によるものとする。

6 監査等の結果の決定と公表

各監査の結果に関する報告、意見及び勧告の決定は、監査委員の合議によ

り行い、これを市議会、市長、関係のある行政委員会等に提出し、かつ、公表する。

また、各審査の意見の決定は、合議により行い、これを市長に提出し、かつ、公表する。

更に、例月出納検査は、監査委員により検査した結果を市議会、市長に提出し、かつ、公表する。

7 監査の措置報告と公表

市長等は、監査結果に基づき又はこれを参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。この場合、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。